

三者会議実施マニュアル

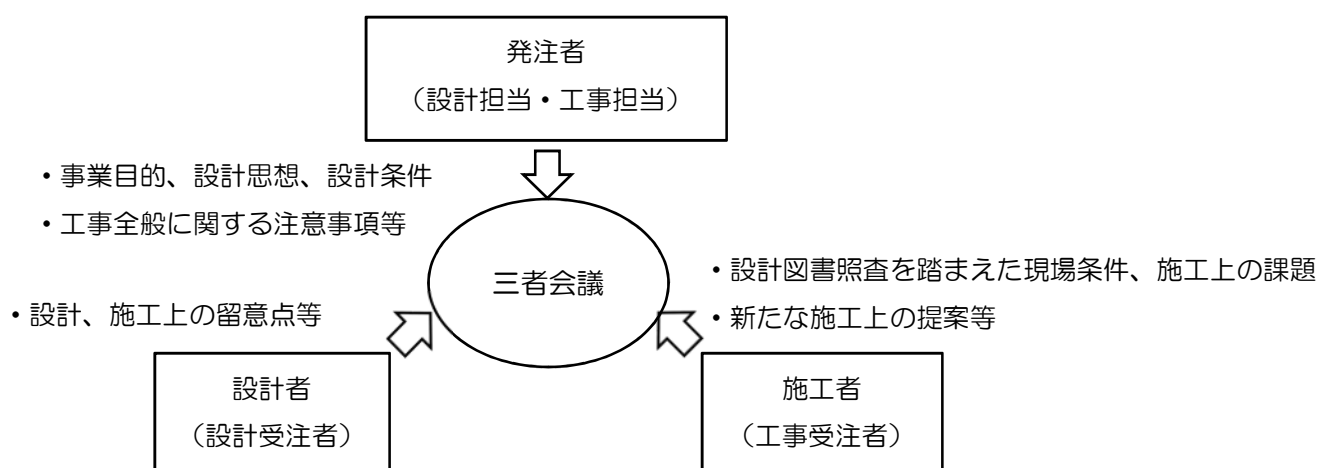
平成30年5月

首都高速道路株式会社

技術部技術企画課

1. 三者会議とは

工事目的物の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前等において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者（設計受注者）、施工者（工事受注者）の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組みである。



2. 目的

工事目的物の品質確保及び円滑な事業執行を図るためには、設計変更手続きの透明性の確保と迅速化が重要であり、そのためには受発注者双方で設計思想・条件等を共有しておく必要がある。

そこで、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件、関係機関との協議状況等の情報の共有及び施工上の課題、新たな施工上の提案等に対する意見交換等を行う場として『三者会議』を行うものである。

3. 対象工事

三者会議は、全工事を対象とする。

ただし、三者会議の導入効果が少ないと判断された場合は、施工者と協議し実施有無について決定すること。

4. 組織

1) 出席者の構成

三者会議は下記のメンバー構成を標準として開催するものとするが、出席者は各局で適宜人選すること。また、担当部長の出席については、工事規模や内容を勘案し判断すること。なお、メンバーが出席できない場合は、代理を立てることができるものとする。

発注者：当該工事の設計課長、担当工事事務所長、担当者等

設計者：当該工事設計業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者等

施工者：当該工事の現場代理人、監理技術者、担当者等

2) 事務局

三者会議の事務局は、原則工事発注担当課に設置するものとし、三者会議の開催、運営等に関する事務を行う。

5. 三者会議の開催

1) 会議内容

三者会議における発注者、設計者、施工者の役割は、下記を基本とするが、効率的な運用を図るために会議前に十分調整することが重要である。発注者は事前に課題や質問等の情報を取りまとめ、あらかじめ設計者に回答作成を依頼するなど、会議を円滑に進めるための準備をすること。なお、必要な資料は各者が作成するものとする。

- 発注者から事業目的、設計思想、設計条件、協議調整条件及び現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- 設計者から設計業務の成果品により設計及び施工上の留意点等の伝達を行う。
- 施工者から設計図書の照査を踏まえた現場条件または設計・施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関すること及び新たな施工上の提案等の意見交換を行う。なお、設計図書の照査においては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」の巻末資料Ⅰ「設計図書の照査項目一覧表」を参考にすること。

2) 会議の開催時期

- 三者会議は、施工者が設計図書を照査した後、原則工事着手前に1回開催するものとする。
- 追加工事等により改めて設計条件等の確認が必要となった場合にも適宜開催できるものとする。

3) 費用の負担

◎三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

- 施工者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。
- 設計者に対する費用：原則、請求書支払いとして取扱うこととし、積算方法は下記による。

また、設計業務履行期間内での対応の場合は、追加業務として設計変更で計上する。

◎設計者に対する費用の積算方法

- 打合せ 主任技師 0.5 人／回、技師(A)0.5 人／回を標準とし、必要な費用を適宜計上する。
- 旅費交通費 実費

※その他原価及び一般管理費等を工事設計積算基準（構造設計編）に基づき計上する。

※その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な費用を適宜計上する。

6. 対象工事の取扱い

全工事を対象とし、特記仕様書に以下の内容を記載し、三者会議の対象工事であることを明確にすること。

～特記仕様書記載例～

「三者会議」の設置

本工事は、工事目的物の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者（設計受注者）、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな施工上の提案等に対する意見交換を行う「三者会議」の設置対象工事であり、原則工事着手前に1回開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「三者会議実施マニュアル」によるものとする。